第2章

男女共同参画を取り巻く現状認識

日本の社会情勢の変化

(1) 少子高齢化の進行と世帯状況の変化

令和3年(2021年)度の出生数は81万1622人と過去最少で、合計特殊出生率は1.30と 少子化が進んでおり、また、65歳以上の高齢者人口は3,627万人(令和4年(2022年)9月 15日現在)と、過去最高となっています。

また、男女ともに未婚・単独世帯の増加など世帯状況にも変化が生じています。 50歳の未婚割合についてみると、昭和45年(1970年)には男性は1.7%、女性は3.3%でしたが、令和2年(2020年)においては、男性は28.3%、女性は17.8%となっています。世帯構成については、昭和55年(1980年)の夫婦と子ども世帯は42.1%を占めており、単独世帯は19.8%でしたが、令和2年(2020年)においては、夫婦と子ども世帯は25.0%に減少し、単独世帯は38.0%と増加しています。

今後も人口構造や世帯状況に大きな変化が生じることが想定されることから、社会の担い 手として女性が活躍できるよう、仕事や家事・育児・介護等を両立できる環境整備や固定的な 性別役割分担意識の解消への取組が求められています。

(2) 女性の社会進出の状況

令和3年(2021年)度における女性の就業者数は3,002万人で、15歳~64歳の就業率は、男性の83.9%に対し、女性は71.3%となっています。出産・育児期に仕事を離れる女性が多い日本の特徴を表す、いわゆるM字カーブ問題は解消に向かっています。

一方、平成27年(2015年)に国連で決定された持続可能な開発目標(SDGs)において、「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成することをめざす」ことが示され、その中で、2030年までに、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保することが掲げられており、これに沿って各国で取組が加速されています。

こうした国際社会の状況と比較すると、日本は、世界の潮流から後れをとっていることがわかります。世界経済フォーラムが令和4年(2022年)7月に発表したジェンダー・ギャップ指数2022においても、日本は146か国中116位と、主要先進国の中では昨年に引き続き最下位となっています。

(3) デジタル化・スマート社会の到来

近年の目覚ましい技術革新は、従来にないスピードで社会構造の変革をもたらしています。 世界中でAI、IoT、ビッグデータ等の新技術の社会実装が進み、生活のあらゆる場面において スマートフォンを始め、ICTやインターネットといったデジタルを通じてサービスが提供される ことが当たり前になりつつあります。国においては、経済発展と社会的課題の解決を両立する、 人間中心の社会「Society 5.0」を提唱し、人々に豊かさをもたらす超スマート社会の実現を めざしています。スマート化は、業務の省力化、効率化にもつながるものであり、デジタルの力 で仕事の仕方や働き方を変え、すべての人が快適に暮らし、働くことができる社会を築き上げ ていくことがめざされています。

(4) 新型コロナウイルス感染症拡大が及ぼした影響

令和2年(2020年)春以降、全世界的に新型コロナウイルスの感染が拡大しており、その感染を防ぐために長期間の外出自粛や企業の休業等が行われました。このことは、日本の社会経済情勢に大きな影響を与えており、市が実施する各種事業についても、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」に対応することが求められます。さらに、外出自粛や休業といった状況下においては、生活不安やストレスによるDVや性暴力被害等が増加・深刻化しており、令和2年(2020年)度に全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は12万9、491件であり、前年度の約1.1倍に増加しています。

また、非正規雇用者の女性を中心に、雇用・収入が失われることによる生活困窮化、休校・休園等に伴う子育てや介護等の負担増加といった問題が発生しています。

こうした状況を踏まえ、非常時・緊急時にも機能する支援の充実や相談体制の整備が急務とされています。

男女共同参画を取り巻く津市の現状

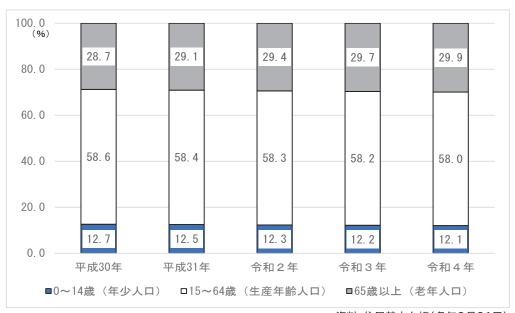
(1) 人口の状況

本市の総人口は、緩やかに減少しています。また、全国的な傾向と同様に、少子高齢化が進んでおり、高齢者人口割合は上昇、年少人口割合は減少を続けています。



総人口資料:住民基本台帳(各年3月31日) 出生数資料:三重県月別人口調査結果年報(前年10月~当年9月の合計数)

図2-1 総人口・出生数の推移

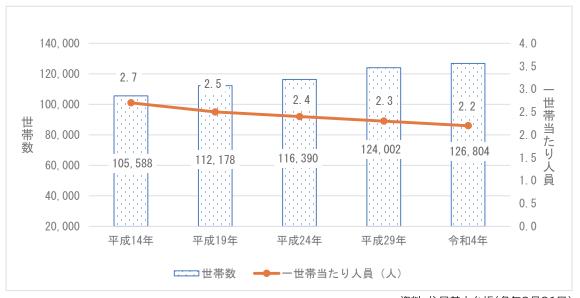


資料:住民基本台帳(各年3月31日)

図 2-2 年齢3区分別人口構成の推移

(2) 世帯の状況

世帯の数は増加していますが、平均世帯人員は減少傾向にあります。

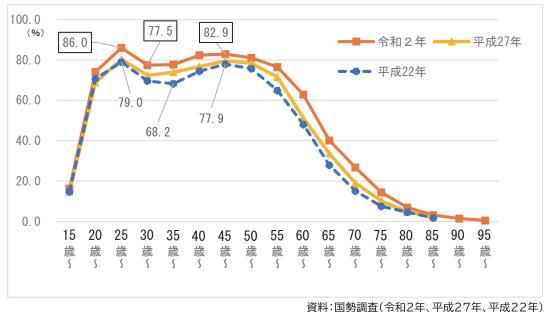


資料:住民基本台帳(各年3月31日)

図 2-3 世帯数と世帯人員の推移

(3) 就労の状況

女性の年齢別就業率をみると、各世代において、就業率は上昇していますが、出産・子育てを機に30代の就業率がいったん落ち込む、いわゆるM字カーブについては、依然として存在しています。また、雇用者の従業上の地位についてみると、女性の「パート・アルバイト・その他」の割合は、「正規の職員・従業員」の割合よりも高くなっており、女性は男性よりも高い割合で非正規雇用に従事していることがうかがえます。



具科·国努調宜(〒M2年、半成2/年、半成22

図 2-4 女性の年齢別就業率(津市)

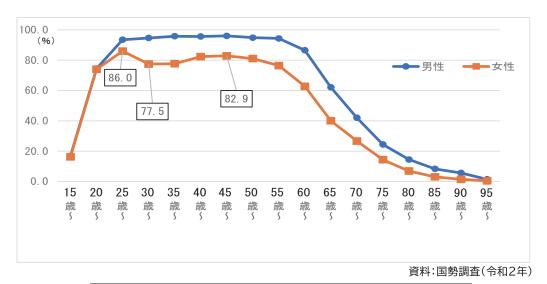
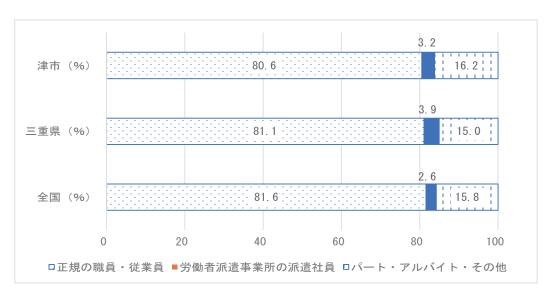


図 2-5 男性・女性の年齢別就業率(津市・令和2年)

【男性】



【女性】

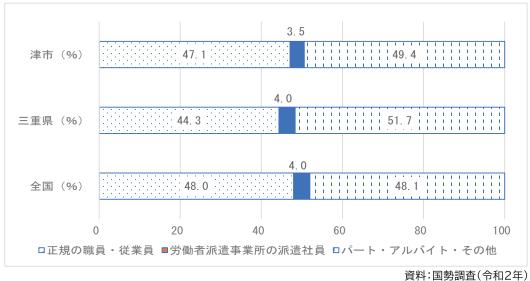
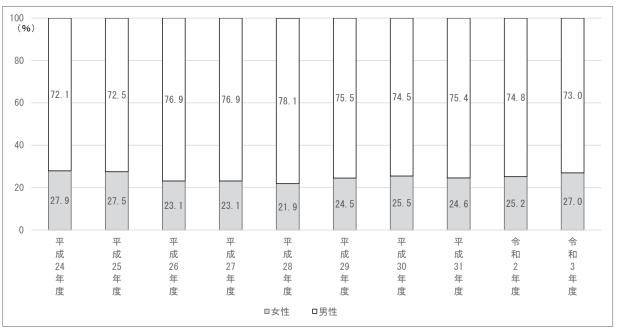


図 2-6 雇用者の従業上の地位の割合

(4) 政策・方針決定過程への女性の参画状況

審議会※1等における女性委員比率の直近10年間の推移をみると、本市においては21%~27%台で推移しています。女性比率の目標値は、第1次男女共同参画基本計画(平成20年(2008年)7月策定)から30%と設定し、女性の登用を促進する取組を進めてきましたが、目標値には届いていません。



資料:津市行政経営課

図 2-7 審議会などの女性委員比率の推移(津市)

※1 地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関及び要綱等に基づき設置された、都市計画審議会、防災 会議などの機関

3

市民意識・事業所実態からみる津市の現状

(1) 市民意識調査及び事業所調査の概要

本計画の策定にあたり、市民の男女共同参画に関する意識・生活の状況及び事業所における男女共同参画の状況を把握するために、市民意識調査及び事業所調査を実施しました。

(2) 調査の種類及び対象者

- ① 市民意識調査 市内在住の20歳以上の者:3,000人(無作為抽出)
- ② 事業所調査 市内の事業所:694事業所(津商工会議所の登録事業所のうち従業員10人以上の事業所)

(3) 調査期間

令和3年(2021年)9月1日(水)から令和3年(2021年)9月21日(火)まで

(4) 調査方法

郵送による調査(配布・回収とも)

(5) 回答率

① 市民意識調査 33.7%(回答数:1,011人)

② 事業所調査 45.0%(回答数:312事業所)

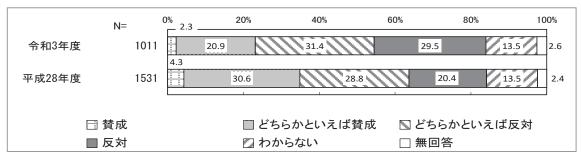
(6) 市民意識調査結果について

男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査 調査結果報告書(令和3年度)について・図中のNは有効回答数を示します

・小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100%にならない場合があります

① 固定的な性別役割分担意識について

「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「どちらかといえば反対」と「反対」を合わせた"反対する"の割合(60.9%)が、「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合わせた"賛成する"の割合(23.2%)を大きく上回っています。

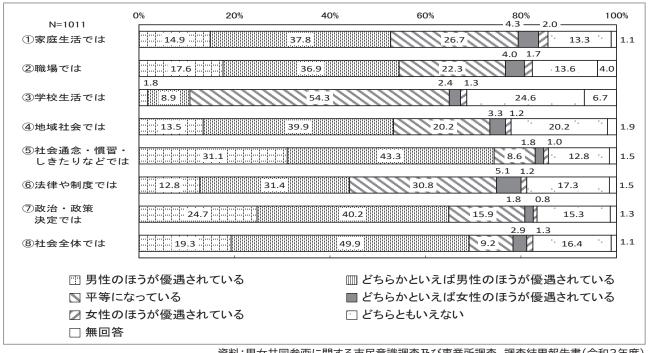


資料:男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査 調査結果報告書(令和3年度)

図 2-8 「男は仕事、女は家庭」という考え方

② 男女の地位の平等感について

「学校生活では」を除くすべての項目で、「男性のほうが優遇されている」と「どちらかといえば男性のほうが優遇されている」を合わせた"男性優遇"の割合が、「どちらかといえば女性のほうが優遇されている」と「女性のほうが優遇されている」を合わせた"女性優遇"の割合を上回っています。また、「学校生活では」の項目では「平等になっている」の割合が高く、5割を超えています。

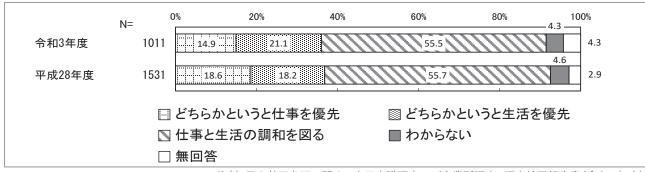


資料:男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査 調査結果報告書(令和3年度)

図 2-9 「男女は平等になっているか」という考え方

③ ワーク・ライフ・バランスの希望について

日々の暮らしの中での時間の使い方における希望では「仕事と生活の調和を図る」の割 合が55.5%と最も高く、次いで「どちらかというと生活を優先」の割合が21.1%となって います。



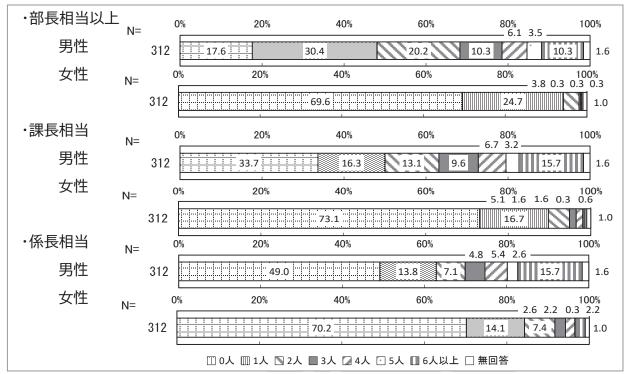
資料: 男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査 調査結果報告書(令和3年度)

図 2-10 暮らしの中での時間の使い方の希望

(7) 事業所調査結果について

① 女性の管理職の人数

部長相当以上、課長相当、係長相当のいずれも男性従業員に比べ女性従業員では「0人」 の割合が高くなっており、女性の管理職が少ないことが明らかとなっています。

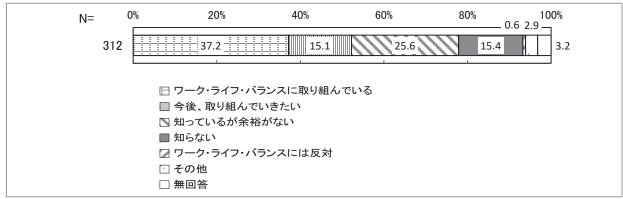


資料:男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査 調査結果報告書(令和3年度)

図 2-11 管理職の従業員の人数(男女別)

② ワーク・ライフ・バランスの取組について

「ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる」が37.2%と最も高く、次いで「知っているが余裕がない」が25.6%となっています。



資料:男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査 調査結果報告書(令和3年度)

図 2-12 ワーク・ライフ・バランスについて

4 第3次計画の現状と課題の整理

第3次計画では、5つの基本目標を掲げ、各事業を実施してきました。ここでは本市の男女共同参画を取り巻く現状と課題について、第3次計画の取組成果をもとに整理しました。

●基本目標 I ワーク・ライフ・バランスの促進について

男女が共に仕事と生活を両立できるよう、ワーク・ライフ・バランスを推進するために必要となる、育児・介護休業制度を実際に取得しやすい環境づくりのために、関係機関などと連携し、事業所訪問やセミナーの開催等、意識の啓発や情報提供等の取組が必要です。

また、子育て支援の充実として、子どものショートステイや児童相談の実施等、日々寄せられる相談への助言やサービス運用により、虐待の未然防止の観点から支援の充実が引き続き必要です。

		H28年度	H30年度	R 元年度	R2年度	R3年度	R4年度
数値目標項目	取組内容	計画策定時	現状値	現状値	現状値	現状値	目標値
		 2					% 3
ワーク・ライ	市民や事業所に対し、男女の						
フ・バランス	これまでの固定的な性別役割						
(仕事と生	分担意識の見直しなど、男女	46.0	_			56.1	65.0
活の調和)	が共に仕事と生活を両立する	%	_			% <u>*</u> 4	%
の認知度	意識の啓発や情報提供を行い						
	ます。						

- ※2 第3次計画策定のために参考とした平成28年度の数値
- ※3 第3次計画で計画期間最終年度(令和4年度)の目標としている数値
- ※4 令和3年度市民意識調査に基づく数値

●基本目標Ⅱ 政策・方針決定の場における女性の活躍推進について

審議会などにおける女性委員比率について、目標値を30%以上と設定し、女性の登用を 促進する取組を進めてきましたが、現状27.0%となっています。これは、あて職により委 員を登用していることも要因の一つとして考えられますが、女性の活躍を後押しする体制や 環境づくりの整備の必要性がうかがえます。

数値目標項目	取組内容	H28年度 計画策定時	H30年度 現状値	R 元年度 現状値	R2年度 現状値	R3年度 現状値	R4年度 目標値
審議会にお	市が設置する審議会などにつ						
ける女性委	いて、各審議会などへの女性	21.9	25.5	24.6	25.2	27.0	30.0
員の比率	の登用率が 30%を超えるよ	%	%	%	%	%	%
	う、女性の登用を推進します。						

●基本目標Ⅲ 身近なくらしの場における男女共同参画の推進について

防災会議や避難所運営委員会の構成員に、更に多くの女性が参画できるように行政からの働きかけが必要です。

各種相談事業は需要が多く、より多くの人が利用できるよう相談体制の充実や相談事業 の充実を図ることが必要となります。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ※5の言葉の認知率は依然として低く、今後もリプロダクティブ・ヘルス/ライツの言葉やその意味の啓発を進める必要があります。

数値目標項目		H28年度	H30年度	R 元年度	R2年度	R3年度	R4年度
		計画策定時	現状値	現状値	現状値	現状値	目標値
防災会議に	防災会議における女性委員の						
おける女性	増加に努めます。	16.0	18.0	18.0	15.9	16.2	20.0
委員の比率		%	%	%	%	%	%

※5 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)

リプロダクティブ・ヘルスとは、人間の生殖システム及びその機能と活動過程のすべての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指し、人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力を持ち、子どもを持つか持たないか、いつ持つか、何人持つかを決める自由をもつことを意味する。

リプロダクティブ・ライツとは、すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、出産する時期を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、ならびに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを享受する権利のこと。

●基本目標IV 人権が尊重される環境の整備について

幼い頃から自分には大切にされる権利があることや暴力から逃げること・相談することの 大切さ等を学ぶことで、DVや各種ハラスメントから自分の大切な権利を守ることにつなが るため、今後も継続した取組が必要です。また、コロナ禍においてDVの増加や深刻化が懸 念されていることから、引き続きDVの被害者支援が必要です。

数値目標項目	取組内容	H28年度 計画策定時	H30年度 現状値	R 元年度 現状値	R2年度 現状値	R3年度 現状値	R4年度 目標値
DV 被害者	各種相談機関の機能や利用						
で相談した	方法について、広報紙・インタ					40.7	60.0
人の比率	ーネットなどを活用し、広く市		_	_	_	%	60.0
(相談/	民への周知に努めます。	%				% 6	%
被害者)							

※6 令和3年度市民意識調査に基づく数値

●基本目標V 男女共同参画のさらなる推進体制の強化について

男女共同参画が身近に感じられるよう、男女共同参画フォーラムや市民人権講座等を実施してきましたが、コロナ禍において集合形式で実施ができないなどの問題がありました。 しかし、オンライン方式などにより、集合しなくても効果的な取組も可能となることから、講師の選定、開催日時・場所等の開催方法の工夫が必要です。

数値目標項目	取組内容	H28年度 計画策定時	H30年度 現状値	R 元年度 現状値	R2年度 現状値	R3年度 現状値	R4年度 目標値
男女共同参	実行委員会(公募市民)と行						
画フォーラ	政との協働で開催するフォー	608	801	358	開催	280	700
ム参加人数	ラムを通じて、市民の男女共	λ	人	人	なし	人	人
	同参画意識の高揚を図りま				80		(毎年)
	す。						

第4次津市男女共同参画基本計画策定に 当たっての課題

(1) 国の課題

国が、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」との目標を掲げたのは、平成15年(2003年)のことで、平成27年(2015年)策定の第4次男女共同参画基本計画においても、取組は進められましたが、この目標は必ずしも社会全体で十分共有されませんでした。また、毎年、「世界経済フォーラム」が公表するジェンダー・ギャップ指数の最新値では、日本は146か国中116位となっています。「教育」と「健康」の値は世界トップクラスですが、「政治」と「経済」の値が低くなっています。

政党に対し、政治分野における女性の活躍を促進するために、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定され、その趣旨に沿って女性候補者の割合を高めることを求められていますが、衆議院の女性議員比率は、9.9%で世界190か国中167位と国際的にみて後れているとされています。

また、女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、暴力根絶を図ることは男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。配偶者暴力支援センターの相談件数は年々増加しており、令和2年(2020年)度の相談件数は129,491件で過去最高となっています。早急に解決すべきこれらのことが、国の取組の根底にあります。

(2) 津市の課題

① 男女の地位の平等感について

市民意識調査において、学校生活では「平等になっている」と感じる人の割合が高く、5割を超えていますが、社会全体では、「男性優遇」と感じている人の割合が高く、6割を超えています。性別でみると、学校生活を除くすべての分野で、女性は男性に比べ「男性優遇」と感じていますが、男性は女性に比べ「平等になっている」と感じていることから、男女間で意識の差があり、全体を通して平等になっていると感じられるよう、この差を解消していくことが重要な課題です。

また、事業所調査において、男性管理職に比べて、女性管理職が少ないことがうかがえ、 女性管理職の少ない状況をどのように改善していくかも取り組むべき課題です。

② 固定的な性別役割分担意識について

市民意識調査において、「男は仕事、女は家庭」という考え方については、否定的な考えが増えており、固定的な性別役割分担意識は、改善されつつありますが、依然として肯定する人も2割以上いることから、性別にとらわれないような意識への変化を更に促す取組が求められます。

③ ワーク・ライフ・バランスについて

市民意識調査においては、仕事と生活の調和を図りたいが、現実には仕事を優先としている人が多くなっています。事業所調査においても、ワーク・ライフ・バランスに取り組む事業所が増えていますが、取り組む余裕がないと回答する事業所も1/4あります。希望と現実の差を小さくするため、ワーク・ライフ・バランスの考え方の浸透と意識醸成を図るとともに、仕事と家庭生活の両立が可能となるような環境づくりを進めることが求められます。

④ 政策・方針決定過程における女性の参画促進

本市の審議会などにおける女性委員の割合は27.0%(令和3年(2021年)度)で横ばいとなっており、国の40.7%(令和2年(2020年))を大きく下回っており、市全体で、政策・方針決定過程への女性の参画や登用をより一層推進するための機運づくりや仕組み等が必要です。

⑤ 多様な分野における男女共同参画の視点での支援の充実

本市においても、少子高齢化が進行しているとともに、世帯人員も減少が続き、市民の家族の状況、必要となる支援は更に多様になっていると考えられます。困難を抱える人々を総合的、包括的に支援する体制を整備するとともに、支援に当たって男女共同参画の視点を持つことが必要です。

また、一人ひとりの個性や多様な生き方を尊重し、誰もが自分らしく活躍できる社会づくりのためには、性の多様性や性的マイノリティの人への理解を深めることも大切となります。 さらに、SDGsの達成に資するためにも、本市において常にジェンダーの視点を施策に盛り込んでいくことが必要となっており、福祉、健康、防災等の各分野において男女共同参画との関連付けや注力していく男女共同参画の課題を明確にしていく必要があります。